

★ 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（規則第五十七号）（税務課）

一 制定の要旨

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の施行に関し、申請書の様式等必要な事項を定めた。

二 施行期日

平成二十七年十月十三日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第五十八号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十七年十月十三日

★ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第五十九号）（循環型社会課・産業廃棄物対策課）

一 改正の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、次の規則について必要な改正を行った。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
- 2 広島県地方機関の長に対する事務委任規則
- 3 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則
- 4 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則

二 施行期日

平成二十七年十月十三日

★ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第六十号）（働く女性応援課）

一 改正の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）において就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、保育所型認定こども園に係る認定の有効期間に関する規定を削除するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十七年十月十三日